

※本票（別添 1 - 2）は公表資料として活用する。なお、実績分も反映させたいので、令和 4 年度まで公表するものとする（取組状況に応じて随時、修正するものとする）。

令和 2 年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業計画（報告）書

※これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等の連携強化を支援する取組みについて記載するものとする。
 なお、必要に応じ、後方支援病院や在宅医療専門診療所（機能強化型在宅療養支援診療所を含む）などの支援（補完）を得て、在宅医療を提供する切れ目のない診療体制の仕組みづくりに取り組むものである。

【地域で支え合う医療機関等の連携体制を構築するために必要な 3 つの取組】

取組事項	取組内容	現 状 (事前協議月の前月から過去 6 箇月間の状況)	取組目標 (事前協議月から向こう 6 箇月間の取組)	実 績 (事前協議月から翌年 3 月末までの取組)
1 これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等の連携強化を図るための取組 ※グループ内の取組に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> 複数の医療機関・訪問看護ステーションが連携をし、圏域の居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等とも連携を密にして、在宅医療を推進していきます。 それぞれの医療機関・訪問看護ステーションごとに相談窓口を設置し、相互に連絡しやすい体制を構築していきます。 コロナ感染予防に留意しながら事例の検討会・在宅医療推進のための連絡会を行います。 在宅医療における ICT の活用を推進するために訪問看護ステーション・医師会にタブレットを備え事例に応じてアットタイムな連携に活用します。 			
2 在宅医療を提供する連携体制として必要な拠点機能を担う取組 ※地域との連携に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> 多機関・多職種が情報を共有し、緊急時でも映像や動画も活用しながら事例を検討し、迅速なより良い判断・対応が出来る拠点となるように取り組みます。 メール・MCS 等の情報共有ツールを活用して情報交換をします。 連携する各医療機関や稲敷チームにおいて解決が難しい事柄については、地域課題として「在宅医療・介護連携推進事業協議会」「在宅医療における多職種協働ネットワーク強化のための地域会合」「地域医療体制整備のための会議」等へ報告・提案して参ります 			
3 在宅医療についての普及啓発活動等の取組	<ul style="list-style-type: none"> グループ全体の相談窓口を設置し、在宅医療についての相談を受け付けます。 市町村が主体のイベント等で広報やミニレクチャー等に協力し、各対象者にはわかりやすい在宅医療や在宅での看取りについてのパンフレットを備え ACP の実践に留意し、在宅での医療・暮らしを支えます。 			